C·F·フラウダのオーストリア国民論(二·完)

── オーストリア国民論の系譜学 ─ ──

梶 原 克 彦

目 次

はじめに 一「オーストリア国民 | 形成と大戦間期の位置づけ 一

第1章 生存不能神話の解体

第1節 経済的自立性の能力

第2節 文明批判としての反合邦

第2章 異郷としてのドイツ ― 故郷としてのオーストリア ―

第3章 「オーストリア国民」の存在証明 ― 総ドイツ主義からの脱却 ―

第1節 オーストリア人とは?

第2節 国民概念の明確化 — 国民 (Nation) とは何か? — (以上、第35号)

第3節 民族 (Volk) 概念の明確化

第4節 民族性 (Nationalität) 概念の明確化

第4章 「オーストリア人の言語」

おわりに (以上、本号)

第3節 民族 (Volk) 概念の明確化

フラウダは、国民(Nation)を国家として組織された民族(Volk)と見なす ことによって、オーストリア国家の存在が「オーストリア国民」の存在根拠で あるとした。換言すれば、言語、文化、歴史などのいかなる紐帯が両国間に存 在しようとも、その事は国民概念の成立とは無関係であるということである。 こうした国民概念は、いわゆるドイツ「文化国民(Kulturnation)」との対比で 語られてきた「国家国民(Staatsnation)」のそれに倣ったものであり、そこで は何よりも国家の領域こそが国民成立の基盤であり、国民の範囲をも決定して いた。対照的に、文化国民概念は国境線ではなく、文化の広がりこそが「国 民」の範囲であり、フランス的国民概念とは異なって国家を超えた共同体の存 在を主張するものだった。国家国民と文化国民との対比に鑑みた場合、フラウ ダのNation解釈は、Nationが国家の枠組みを超えて成立する共同体ではないこ とを示したものであり、その成員の民族的出自とは関係なく、領域に基づく政 治共同体としての性格を強調したものであるといえよう。それでは、Nationと して組織される前のVolkであれば、やはり文化国民概念のような共同体を形成 していると見なしてもよいのだろうか。当時、「一民族、一国家(ein Volk, ein Reich)」のスローガンがナチスによって喧伝されていたが、国民の基礎にVolk を置く姿勢は、第一次大戦終了後における民族ドイツ的思考(Volksdeutsches Denken) の隆盛によって、ドイツの国境を越えて広まっていたものだった³⁴⁾。 こうしたVolkについての考えを敷衍すれば、蓋しVolkとしての同胞である 「オーストリア人」は本来同じReichに住まうべきであり、「再統一」の対象で 常にあり続ける。それゆえ、フラウダはVolk概念と国家や国民との概念上の関 係についても言及せざるを得ないだろう。

彼は国民概念の場合と同じく、Volkの概念についてもフランス語での使用法(この場合はその訳語として〈peuple〉)を参照している。彼はnationとpeupleとの違いについて、例えばla nation française(フランス国民)とはフランス人として組織された全体としての概念であり、le peuple françaisとはそこに帰属する個々の住民を総称する概念である³⁵⁾。したがって、しばしば主権概念をめぐ

る議論に見受けられるように、nationの場合は組織としての国家(état; Staat)と強く結び付けられる一方、peupleの場合は国家に組織される前の個々人に強く関連付けられている。こうした理解に立てば、peupleの解釈としてVolkが文化国民と同じように国家と別個に存在するかに思われるかもしれない。実際、フラウダも、nationのフランス概念は言語や人種の多様性を排除せず、言語圏の一部を占有する場合でも固有のnationであり得ると認めており、nation / étatの境界線とその範囲が完全に一致しない集団が存在することをほのめかしている360。しかし、彼はそうしたnation / étatの境界線を分割したり、横断したり、包摂したりする集団の名称にpeupleおよびVolkを持ちだすことはない。

彼によれば、peupleには二通りの意味があり、一つはVolkの概念としてしばしば用いられる人民大衆(Volksmasse)や下層民(Pöbel)などの意味、いま一つはある国の全住民という意味である。この後者の意味と国境外の集団との関係について、フラウダは次のように述べている。「le peuple françaisという表現において、例えばベルギー人やフランス系スイス人も共に含まれているのか? ほとんどそうではない。それというのもle peuple belge、le peuple suisseについても語られるからである。その概念をフランスの国境を越えて拡張したいとしても、せいぜいles peoples de langue française (die französischsprechenden Völker:フランス語系住民)と言えるくらいである。まさに英語においても同様であり、english-speaking peoplesといわれる。Le peuple espagnol では全く明らかにスペイン人だけが意味されていよう。その際、誰もメキシコ人やスペイン語系のラテン・アメリカ人を念頭に置いていないだろう。ドイツ語においてもまさにそうである。スペインのVolkで意味されるのはスペインの住民であって、その他は何も含んでいない。同様に、イギリスのVolkという表現は明らかにアメリカ人を含んでいない。同様に、イギリスのVolkという表現は明らかにアメリカ人を含んでいない。同様に、イギリスのVolkという表現は明らかにアメリカ人を含んでいない。

Volkという表現がフランス語のpeuple、英語のpeopleと重なる部分があり、またそのように用いられている状況に鑑みる時、peupleとpeopleに国境外の住民を指す事が無いのに、das deutsche Volkという言い方でドイツとオーストリアの双方の住民を捉えれば、それはあたかもオーストリアの存在を否定する

ことになってしまうだろう。こうした危険に警鐘を鳴らしつつ、彼は当時の 慣習となっていたその「弥縫策」にも批判的である。オーストリアの存在も 認めながら包括的な「ドイツ文化」を共有する集団としてdas deutsche Volkと いう表現を用いようとする人々は、一方では複数のドイツ系国家の存在を前 提とする「総ドイツの(gesamtdeutsch)」という「ドイツ」概念の修飾語を発 明し、他方では、ドイツの住民だけを念頭に置く場合に「ライヒ・ドイツの (reichsdeutsch)」という言葉を用いた。しかし彼は、このReichsdeutschという 表現は「あたかもドイツがローマ帝国と何らかの関係があるかのようであり、 そしてオーストリアはライヒではないかのよう | と述べ、ライヒの正統性の観 点から疑問符を付けている。また「総ドイツ」理解については、「われわれの 『総ドイツの』信奉者でも、どれほどの人々が『das deutsche Volk』という言葉 をきちんとドイツ語系スイス人(Deutsch-Schweizer)をも含めて解釈するのだ ろうか」と苦言を呈している。つまり、オーストリアの固有性に注意を払う者 ですら、das deutsche Volkという表現によって「各国」のドイツ系住民を想起 せずに、国の相違を顧慮しないことで、ドイツ国の住民とその国境外のそれと を繋げて理解してしまい、畢竟するにオーストリアの存在を閉却してしまって いる37)。

それゆえフラウダは、「一民族、二国家」という総ドイツ的な理解に立っていたとしてもdas deutsches Volkという言い方は実に紛らわしいため、「総ドイツ民族(gesamtdeutsches Volk)は存在せず、ただドイツ語系諸民族(deutschsprachige Völker)が存在するにすぎない 39 」との立場を採る。つまり、フランス語と英語の使用法のままに、Volkを政治共同体の全体を示す概念として用いること、そして決して国境線を越えてこの概念を適用しないことを主張する。その帰結として、彼はオーストリアのドイツ民族(das deutsche Volk Österreichs)ではなく、オーストリア民族(das österreichische Volk)こそが正当なVolk概念の表現である、とするのである 40)。

第4節 民族性 (Nationalität) 概念の明確化

Nation、Volkという表現に続き、Nationalitätの概念について、これがオーストリアとドイツとの関係をいかに規定するものか、さらに考察が加えられている。彼はこの検討を通じて、1930年代後半当時の体制イデオロギーであった総ドイツ的理解と、また帝政期から受け継がれ当時のオーストリア人理解の一部ともなっていた超民族性、これら二点について批判を加えていく。

まず彼はNationalitätの帝政期以来の慣用法の問題点を指摘している。帝政期 において様々な諸民族(Stämme, Volksstämme)はNationalitätenと呼称されて いたが、このNationalitätは、地理的・歴史的にではなく言語的に区分されたも のであった。こうした基準は、民俗学的(ethnologisch)にも歴史的にも認め られるものではなかったけれども、あらゆる人々を公平に取り扱おうという 政府の意図を背景に、実践的には是認されるものだった。その結果、「チェコ 人、ポーランド人、ルテニア人、クロアチア人を〈Nationalitäten〉と呼んだの である。そこで、ドイツ語系の人々ということになった時……ドイツ民族(die deutsche Nationalität) と呼んだのである⁴¹⁾。| このような言語と密接に結びつけ たNationalitätの状況はフラウダによれば災い以外の何物でもなかった。それと いうのも「イタリア語系ダルマチア人はイタリア人ではなく、同様にドイツ語 系オーストリア人もドイツ人(ein Deutscher)ではない|にもかかわらず、「ド イツ語系オーストリア人が〈ドイツ人〉と表記されることが続けられ、こうし た表記が革命後新たな残土オーストリアへも受け継がれた421」からである。そ の結果、この表記に基づき「ドイツの失地回復主義」の対象であり続け、しか も「ドイツ語を話すのだから我々はドイツ人であり、ドイツの住民と共に一つ の民族(Volk)を形成した|との言語集団と民族とを混同する考えを公式で、 権威のあるものとしてしまった⁴³⁾。総ドイツ主義の〈一民族(Volk)、二国家〉 という主張の所以である。

総ドイツ (Gesamtdeutsch) 批判

帝政期のオーストリア国家理念において、真の「ドイツ」として提示された

国制構造が総ドイツ的モデルであった。これは、一つの国家として統合されるのではなく、緩やかな諸邦から形成される連合体としての「ドイツ」概念であり、歴史上の神聖ローマ帝国やドイツ連邦(Deutscher Bund)のような国家連合(Staatenbund)としての国制上の特質を備えていた。この国制構造は、すべてのドイツ民族を一つの国家にまとめ上げることを要求する全ドイツ主義(Alldeutsch)に対抗して、オーストリアなど個別の領邦の存在を擁護するものであった。そして第一次大戦後においては、「一民族、一国家」の教説に対して、ドイツ系国家としてのオーストリアがドイツと並立しうる「一民族、二国家」という論拠を提供することとなった44)。

ドルフース - シュシュニック体制においてもこの「総ドイツ」的姿勢が採られており、そこではオーストリア人であることとドイツ人であることは矛盾せず、オーストリア国家への忠誠とドイツ民族へのそれとが両立しうることが説かれていた。この総ドイツ的見解をとる人々について、フラウダは彼らが様々な理由から、民族的事柄なかんずく「ドイツとの合邦」を「犠牲にしなければならない」と感じていることについて疑問を発している。例えば、ドイツ国の先兵となって別個にドイツ的使命⁴⁵⁾を果たすためであったり、多様性に裏打ちされる「総ドイツ性」に基づき国家上の多元性を保証するためであったり、といった理由からオーストリアの個性を確保しなければならないと主張されるけれども、この論理は、オーストリアのドイツらしさは認めてしまっているのだから、ドイツ民族の事柄が至上の価値を持つと見なされるや独立の根拠は雲散霧消してしまうだろう⁴⁶⁾。

もっとも、総ドイツ主義にまつわるオーストリア国家消滅という危険性については、総ドイツ的見解に立脚する人々のうち、次の二点を持ちだすことで、そうした最終的な可能性を回避しようとする者もいた。一方では、カトリシズムを持ちだすことで、「宗教は民族性(Nationalität)よりも重要であり、オーストリアはとりわけカトリック的であり、その使命はカトリック的だ」とするものであり、カトリック信仰のためには民族上の事柄については「犠牲」を払わなければならないというものであった470。他方では、王政復古が引き合いに

出され、合邦すればこの可能性が絶たれてしまうから、合邦は「仕方なく」放棄せざるを得ないという理由付けがなされた⁴⁸⁾。いずれの場合にせよ、ドイツとの合邦を放棄することは「犠牲」と捉えられている。また主観的には「犠牲」と全く感じていない人であっても、総ドイツ的立場にある限りは、オーストリア人がドイツ民族であることは認めている。この場合も民族性とその他の価値観との兼ね合いという観点からすれば、一層重要な価値のために民族性は犠牲にされている、あるいは等閑に付されている、ことに論理的にはなるだろう。それゆえフラウダによれば、総ドイツ主義者の言い方では「われわれはドイツ人だが、しかし残念ながら[合邦は 一 梶原]無理だ……となるが、今話題とされた[犠牲と感じていない]別の人々の言い方では、われわれはドイツ人だが、しかし[合邦は]望まない⁴⁹⁾」となり、結局、ドイツ民族への帰属意識を持っている点では「同じ穴の貉」なのである。

超民族(übernational) 性に対する批判

総ドイツ概念はオーストリア国家の独立とドイツ民族性への帰属、双方の両立を求めるものの、ここには「民族性に対する犠牲」感情が孕まれていた。これに対して、オーストリアらしさの急進的な支持者はいっそのこと民族性の概念そのものを捨て去ることで、この隘路から脱出しようとする。つまり「こうした厄介なドイツ民族性を否認しなくてもよいし、そもそも民族性とはむしろ一切関わりを持ちたくないという考え方」であり、「オーストリアは自らの歴史的使命に忠実に、超民族的(übernational)でなければならない50)」とするものである。

ところで、オーストリアに超民族性を認め、これを先に触れたカトリシズムと結びつけるという発想は別段新しいものではない。帝政期の国家論にも散見されたものであるし、ドルフースーシュシュニック体制で展開された〈オーストリア・イデオロギー〉も同様のパターンを踏襲していた。さらには普遍的な政治的価値とも結び付けられることで、第二次大戦後の国民論にもその影響を辿ることが可能である。こうした状況に鑑みれば、超民族性の議論はオースト

リア国家論における正統とも位置付けられよう。しかしながらフラウダは、この議論に備わった民族そのものへの忌避感の故に、これを合邦問題への解決策とは見なさないのである。

フラウダによれば、オーストリアとドイツ民族性への二重の信仰告白を逃れるために超民族性を口にしたとしても、オーストリアの「民族の(national)」概念が依然として「ドイツ民族の(deutsch)」それである限りは、何ら解決にはなっていない。そもそも、こうした超民族性の概念は、第一に「複数の民族(Nationen)の存在を前提としており、……[帝国の解体によって]他のこうした諸民族が消えれば、これまで超民族的であるものも……存在しない⁵¹⁾」からである。第二に、「『超民族的』民族性は存在しないのだから、『超民族的』とは…ある固有の民族性を前提としている。超民族的であろうとするならば、人はまさに自らが民族性を有していなければならない。それはちょうど、寛容であろうとするためには、まず何らかの宗教ないし世界観を持っていなければならないのと似ている⁵²⁾」。それゆえ、当時のオーストリアにはそもそも超民族性を主張する前提が欠けており、そればかりか仮に超民族的であろうとしても、自らの民族性を捨て去ることは決してできない。超民族性の議論は解決策ではなく、「超民族性という霧がいくらか晴れるや否や、もっぱらドイツ性へと」戻ってしまうのである⁵³⁾。

オーストリア・ナショナリズムへ

それでは、国家への忠誠と民族への忠誠の相克は、いかにすれば解消されるのか。フラウダによれば、それは「コロンブスの卵」であり、すなわちオーストリア人が「オーストリア民族(die österreichische Nationalität)」であることを公言するというものである⁵⁴。これまでのNation、Volk、の議論からも、オーストリアが固有のNationalitätであることに疑いはないとされる。ここに至って、彼は、総ドイツ主義や超民族性の議論に内包されていたドイツとの連帯感に代えて、ドイツとの国民上・民族上の差異を強調し、さらに筆を進めて、健全なナショナリズムを奨励する。「われわれがかつてドイツ民族主義と

いう亡霊を呼び覚ましたからといって、ナショナリズムに対するいかなる大きな反感にも遭遇しないだろう。……ナショナリズムということにおいて、固有の国民への信条告白をすること、国民を愛し、支えること、歴史・芸術・文学・衣装・生活様式において国民を、慣例的行事・風習・しきたりにおいて国民を、要するに国民的な特性を、国民的な本質を愛すること、だからといってその故に他の民族を軽蔑することがない、と理解されるならば、われわれには、きちんとした真の健全なナショナリズムが即座に必要であろう。われわれはショーヴィニズムに陥ることを恐れる必要はないだろう。これはオーストリアの作法ではないからである550。」

第4章 「オーストリア人の言語」

「オーストリア国民」の存在は、オーストリアとドイツとの間に存在する歴 史的·文化的な違いから、またNation、Volk、Nationalitätの用法分析によるオー ストリア人概念の彫琢を通じて、主張されていた。フラウダにとってドイツ人 とオーストリア人の関係は、ドルフースーシュシュニック体制などで流布して いた総ドイツ主義の解釈とは異なって、民族上の同一性をもって語られるも のではなく、民族上の相違の点から採らえられるべきであった。今や、ドイツ 人とオーストリア人との差異は、民族としてのそれにまで広げられている。そ れでは両者は、どれほどまで決定的に断絶した関係にあると捉えられていたの だろうか。彼はオーストリア人とドイツ人を様々な観点から異なる集団である と描き出しており、その意味で彼自身の目には両者の違いがはっきりと映って いたのだろう。かてて加えて、彼は〈ドイツ語の正統件〉という議論を行い、 オーストリアのドイツに対する言語面での優位性をも主張している。ここに看 取されるのは、本人の主観的意図とは逆に、「ドイツ語圏」という文化的紐帯 への帰属と、その共通性にあるドイツとオーストリアとの言語上の微差を民族 的差異にまで拡大する姿勢である。換言すれば、「同じ」ドイツ語圏のなかで の優位性の主張であり、違いが強調されつつも対抗意識と言う形で、概念上一 つの共通枠組みのなかに組み入れられている事になる。さらに、ドイツとの対抗意識のなかで、他者たるドイツを一面的に描き出しその内部の多様性を閑却すると同様、オーストリア内部の一 言語的・民族的な — 多様性を認識上、後景に追いやり、ドイツとは異なる「別のドイツ」といった枠組みで語っているのである。以下ではフラウダの『オーストリアの言語⁵⁶⁾』(1948年)を中心に、彼の言語論を紐解くことで、オーストリア人の国民/民族としての存在を主張した上でなお、そこに潜んでいる「ドイツ」への帰属感情を確認していく。

高地ドイツ語の成立とオーストリアの正統性

フラウダは、合邦を志向する者だけでなく、これに反対する者でもドイツとの「同一化(Angleichung)」を推進している点で、オーストリアの文化的自立が脅かされていると警鐘を鳴らす。そもそも「同一化」は、オーストリアとドイツの民族上の同一性に基づくとされていた。けれども、両者の間に違いがあるからこそ「同一化」の措置が採られる訳であり、両者はそもそも別個の民族(Volk)なのに、オーストリアの民族性がその「同一化」を通じて喪失の危機にある、と彼は見なしている。しかもこの文化的な「同一化」は、民族の、とりわけ若い世代から祖国に対する感情を奪い去り、祖国を無意味なものと思い込ませ、政治的自立を最終的に奪い去ってしまうだろう⁵⁷⁾。

文化的同一化は、民族の独立心を阻喪させる点で、併合などの政治的同一化以上に警戒せねばならない。この点で、フラウダはドイツへの言語上の「同一化」について、一層脅威となるとみている。それというのも、この言語的同一化あるいは「汚染」は、これまで決して先鋭化した形で登場していないがゆえに、容易に見逃されるからである⁵⁸⁾。こうした隠微で緩慢に進行する言語的同一化の脅威にオーストリアの言葉は晒されているとされる。彼によれば、現在オーストリアの言葉を併呑せんとする北ドイツの発音は、かつては「無邪気な娯楽の対象」であったし、「これらを正しいとか標準的と見なすこと」はなかったし、「劣等感」を抱く対象でもなかった⁵⁹⁾。それどころか、高地ドイツ語の成立の経緯を辿れば、オーストリアのドイツ語にこそ「正統」としての地

位が与えられるべきとされる。

その理由は新高地ドイツ語の起源がオーストリアとハプスブルク家に深く 関連していることに求められ、それゆえ彼は新高地ドイツ語をオーストリア 語と呼んでも不当ではない、と主張している。このことは別段、彼個人の創 見というものではないし、その経緯を見ればあながち不当ともいえまい。まず 12世紀にオーストリアで二重母音化が生じ600、この新たな母音が文章語にも組 み入れられ、時代が下って15世紀になると、ハプスブルク家の帝国官房(die kaiserliche Kanzlei)の統一文章語へ向けた営為が生じ、結果、マクシミリアン 1世以降、オーストリア=バイエルン方言の特徴を持った官房語が、印刷術の 普及と合わせて、各地域へ各諸侯の官房での採用を通じて広まっていった⁶¹⁾。 それゆえ「実際見受けられるのは、中高ドイツ語から新高ドイツ語への変化が まずオーストリアから始まったこと、ハプスブルク家の帝国官房が統一的な文 章語への第一歩を記したということであり、そして文章語が結局、オーストリ アからザクセンをへて、つまり混成言語の形で一般に通用するようになった 時、主として発音上、バイエルン=オーストリアの要素が勝ち残った。それゆ え、バイエルン=オーストリア発音を正しい、模範的と言うのは不当ではない けれども、低地ドイツ語の発音は全く問題外である。南ドイツの発音を間違っ ているだとか余り良くないと言うことは事実に反しているのだから、真面目に は受け止められないだろう⁶²⁾ |。

文章語が、バイエルン=オーストリアの発音あるいは南ドイツの発音を基盤としたことにその正統なドイツ語としての位置づけを求める姿勢は、ひるがえってドイツ語としての北部の非正統性の主張、あるいは南部との差異の確認となる。フラウダは、北部で優勢な方言は、低地ドイツ語族のそれであり、高地ドイツ語よりもむしろオランダ語のほうが文章語としては近いのでないかと述べ、「高地ドイツ語は北ドイツにとって外国語(eine fremde Sprache)であった⁶³⁾」と位置付ける。ここでは「ドイツ」の北と南とが対比されており、一方では、方言同士というよりもむしろ外国語として、双方の差異が著しく強調されている。だが他方で、同じドイツ語圏に両者が帰属しているということも強

く意識されており、オーストリアは、「オーストリア国民」論の主張とは異なり、その国境を越えて「ドイツ」の枠に含められる他の南ドイツ諸邦と同じグループを形成している⁶⁴⁾。同じ「ドイツ語」という枠組みの中で、政治的・歴史的経緯とも相まって、その言語面での正統性がとりわけ北ドイツとの違いとして謳われているのである。

北部/低地ドイツ語優位への異議申し立てと帰属意識

しかしこうした南部優位の状況は1871年におけるドイツ帝国の創設を転機として、19世紀末から大きく変容していく。ドイツ語圏におけるイニシアティブは北部に移動することになったのである。正書法についてみれば、1876年に第1回、1901年に第2回の正書法会議がベルリンで開催され、公文書や授業で、この正書法の使用が義務化された。また発音についてみれば、いわゆる「舞台ドイツ語(Bühnendeutsch)」発音の規範化が行われた。1897年にドイツ舞台協会によって統一的発音に関する委員会が設置され、翌年には著名な言語学者であるテオドール・ジープス(Theodor Siebs)の下、審議会がベルリンで開催され、「この規範化の帰結を他の領域、とりわけ学校の領域で利用されること」が求められた。この舞台ドイツ語の規範化に際して模範とされたのが北部・低地ドイツ語の発音であった。

この作業に携わったヴィルヘルム・ヴィエトール(Wilhelm Viëtor)も低地ドイツ語を標準発音と積極的に見なした一人であったが、彼は標準発音の必要性を各地域で発音がばらばらであったことに求めた。この点について、フラウダは次のように述べて、ヴィエトールの診断が誤りであり、むしろ事実を無視した低地ドイツ語発音の強要にすぎないと非難している。フラウダによれば「これらの地域発音はそれぞれ極めて明瞭な個性を持った二つのグループに分かれる 一 北部ないし低地ドイツ・グループと南部ないし高地ドイツ・グループに分かれるということである。当該グループ内部の違いは、二つのグループの間に横たわる違いに対しては採るに足りないものである。いずれのグループ内部も統一は困難ではない。[対して] 高地ドイツ語類型と低地ドイツ語類型

を一致させるような、双方のグループの発音は、ほとんど不可能だろう。それというのも、これら二つのグループは、全く異なる音形成(Lautbildung)をしているからである⁶⁵⁾。」

ここにはフラウダのドイツ語発音の正統性をめぐる考え方はもちろん、彼の オーストリアと「ドイツ」との関係についての思考が立ち現れている。彼は、 北部と南部とを対照し、南北の相違を際立たせるために、それぞれの内部にお ける多様性を等閑視し、均質な空間と見なしている。この「ドイツ」内での二 項対立図式は、帝政期における総ドイツ主義の伝統的な「オーストリアとプロ イセンとの対抗図式 | と非常に似通ったものが窺える。しかしより細かくみれ ば、フラウダの議論は、同じ総ドイツ主義的発想の類型といっても、ドイツを 構成する諸邦としてプロイセンやオーストリア以外の様々な領邦、いわゆる 「第三のドイツ」をも念頭に置いているわけではない。むしろ、大戦間期に提 示された総ドイツ主義の「一民族、二国家」の枠組みに非常に近似しており、 いわば「一言語、二類型」といったものである。ここには、ドイツ人とオース トリア人との間に国民/民族上の差異を確認しながらも、なお「ドイツ語圏 | への帰属感情が認められよう。確かに、彼は高地ドイツ語発音の模範性・正統 性に疑いを持ってはいない。そのことは、低地ドイツ語については美的観点か らしての低劣さや、学術的観点からしての表記と発音の齟齬などを事細かに指 摘する姿勢や660、ドイツ国の言語上のヘゲモニー批判など670からも首肯しう るものである。しかしながら、そうした差異や優越性の主張をする相手として は、フランスなどの西欧諸国やチェコスロヴァキアやハンガリーといった帝国 の後継諸国ではなく、常にドイツが念頭に置かれており、その意味では彼が批 判を加えた総ドイツ主義と诵底する「ドイツ」への「帰属意識」を持っていた のである。

おわりに

フラウダの議論では、ドイツ人とは異なる独自の国民(Nation)・民族(Volk)

としてオーストリア人が描き出されていた。そこでは、ドイツ人との多岐にわ たる決定的な相違が確認されており、当時の体制イデオロギーを支えていた 総ドイツ主義、なかんずくその「一民族、二国家 | の教説は否定されることに なった。もちろんフラウダも当時の総ドイツ主義的見解に備わっていた反近代 主義のエートスを共有していた。しかし、総ドイツ主義者の場合、その反近代 主義は反国民国家思想などに反映され、ドイツ人とオーストリア人が同じ民族 であったとしても別個の国を形成する論拠を提供していた。これに対して、フ ラウダの国民論では、反近代主義は大都市批判や工業文明批判などを支え、こ れが小国としての独立やプロイセン的ドイツとの違いを顕彰することにつな がっていた。つまり、国家と民族との関係について、フラウダは、ドイツ的理 念というよりはむしろフランス的理念に忠実に国家の枠組みを重視すること で、自身の国民論を成立させていた。彼におけるフランス的理念の重視は、国 境を越えた共同性を示すドイツ民族的概念とは対照的な、国家と国民との一致 という姿勢に窺えるものであり、この意味において彼は、民族的にも、そして 思想的にもオーストリアを「ドイツ」から切り離すことになったのである。換 言すれば、民族が国家を作るのではなく、国家が民族をつくるとしたところ に、オーストリアが国民国家としての正当性をかちとる上で、重要な道筋が示 されたといえる。

一方、彼は言語の面でもオーストリアの優越性・正統性を主張したが、これはドイツ人との決定的な差異の確認であると共に、その背景に潜む「ドイツ言語圏」への帰属感情を吐露したものでもあった。彼は文章語の成立についての歴史的・政治的経緯から、オーストリアのドイツ語発音が模範的で標準的なものだとし、ドイツ語の正統な担い手としてオーストリア人をイメージすることができた。当然ながら、こうした言語にまつわる正統性や優位性の主張は、フランス語やイタリア語といった他の言語との比較ではなく、「同じ」ドイツ語圏の内部で行われている。他の言語と比べれば類似性のほうが多いにもかかわらず、彼は小さな違いのほうに目を向け、それを殊更大きな違いとして描き出していたわけである。ここに確認できるのは、国民論や言語論としてはドイツ

とオーストリアの相違点が強調される一方で、北との対抗意識という形で常に一つの枠組みのなかにオーストリアは概念上組み込まれてしまっている、ということである。言い換えれば、両者は常に「ライバル」や「競争相手」と見なされることで、一種の「パートナー」なのである。

こうした差異感と帰属感とが綯い交ぜになっている感情は、もちろんひとり フラウダだけのものではなく、彼が批判の矛先を向けた総ドイツ主義者にも当 然ながら指摘できるだろう。例えば、「一民族、二国家」の教説を唱えていた シュシュニックも、プロイセン的ドイツやナチス支配のドイツとオーストリア との違いを明白に意識しており、後者にライヒの正統な後継者としての優越性 を付与しつつ、やはり同じドイツ文化圏に帰属しているという感覚を抱き続け たものであった(8)。そしてこうした感情は第二次大戦後の国民意識論でも確認 できるのではないだろうか。戦後の国民論では"ドイツ人との決定的な差異の 確認"、つまり「ドイツ人とは違うわれわれ」という意識の創出が、戦前の国 民意識をめぐる状況との質的な差として指摘される。しかし、本稿で見たよう な相違の意識がはっきりとありながらも、"それにもかかわらず"ドイツ人と の何らかの共通性の認識、あるいは非ドイツ系住民と向き合った時あるいは対 照された時の"ドイツ"にまつわる意識は、戦後も続いていたのではないだろ うか。こうした戦前と戦後との継続性を明らかにするためには、さらに大戦間 期における国民論の検討、とりわけ非ドイツ系住民や南ティロールなど国境 外ドイツ系住民と国民論との関係について、考察を進めていく必要があるだろ う。フラウダの事例では把握できなかったこれらの問題は後考の課題とし、ひ とまずは筆を擱くこととしたい。

*付記:本稿は、平成23~25年度科学研究費補助金 若手研究 (B)「移民外国人問題の争点化と『国家・民族関係』の影響に関する国制史的研究」(研究課題番号:23730140;研究代表者:梶原克彦)による研究成果の一部である。

- 34) オットー・ダン、末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』名古屋大学出版会、1999年、186-188ページ。
- 35) Hrauda, Österreichische Nation: österreichisches Volk, S. 17.
- 36) Ibid., S. 17.
- 37) Ibid., S. 19.
- 38) Ibid., S. 20.
- 39) Ibid., S. 20.
- 40) Ibid., S. 20. オーストリアのドイツ民族について語り得るとすれば、それはドイツからの移民に当てはまる程度である、と言及されている。この発言からも、Volkを言語や文化など国境を超える紐帯から切り離し、政治体と強く結び付けている様が窺えよう(そのため、領域内の国民を言語別に区分した場合、住民という意味でのVolkには、「ドイツの」といった国名を想起させる形容詞ではなく、ドイツ語系(deutschsprachig)という国家と区分されていることを明示する形容詞が用いられることになる)。こうして、すでに検討したNation概念と共に、オーストリア人の境界線は当時の国境線と一致することになるが、これらの概念を敷衍すれば、ズデーテン・ドイツ人や南ティロールのドイツ語系住民といった、かつてオーストリアに帰属しつつも第一次世界大戦後に割譲された領邦の住民はもはや「同胞」とは見なし得ないことになろう。この点についてフラウダの言及はないが、本稿第4章で確認するように、彼自身もやはりドイツとの文化的紐帯の存在あるいは国家を超えた「ドイツ文化圏」にオーストリアが含まれることを認めている。スロヴェニア人やハンガリー人などの国内の言語的少数派、あるいはユダヤ人など宗教的少数派といった「非ドイツ系」住民との関係も含めて、彼のNationおよびVolk概念にはなお不明瞭さが残っている。
- 41) Carl Friedrich Hrauda, Welcher Nationalität sind wir?, in: Das Vaterland, 11. Jg., 3. Heft, 1937/38 (Juli), S. 32.
- 42) Ibid., S. 32.
- 43) Ibid., S. 32f.
- 44) 帝政期における総ドイツ主義が第一次大戦後のオーストリアにおいて「一民族二国家」 論として展開された様子については、前掲拙著を参照。
- 45) フラウダの整理によれば、それは「南東欧へ〈ドイツ性(Deutschtum)〉を伝達し、その領域の貧しい『進歩の遅れた』諸民族に『ドイツ文化』の恩恵を伝達し、いわゆるドイツ国(Reich)の下働きをすること」であった。Hrauda, Welcher Nationalität sind wir?, S. 33.

- 46) Ibid., S. 33.
- 47) Ibid., S. 33. カトリシズムに依拠してオーストリアの独自性を説き、その独立ないしドイツとの分離を主張することは、オーストリアの国家理念史においては絶えず繰り返されるものである。もっともフラウダはこの論理について、ドイツがカトリック国になってしまえば事態はどうなるのかと疑問を投げかけ、カトリシズムとてオーストリアの独立性を主張し、合邦に反対する論拠としては脆弱であると見ている。
- 48) Ibid., S. 33.
- 49) Ibid., S. 33.
- 50) Ibid., S. 34. 傍点は原文ゲシュペルト。
- 51) Ibid., S. 34.
- 52) Ibid., S. 34.
- 53) Ibid., S. 34.
- 54) Ibid., S. 34.
- 55) Ibid., S. 35.
- 56) Carl Friedrich Hrauda, Die Sprache des Österreichs, Salzburg, 1948. 本書は、雑誌『祖国』に掲載された論考 (Carl Friedrich Hrauda, Hochdetusch oder "Bühnendeutsch"?: Eine drohende sprachliche Gefahr, in: Das Vaterland, 5. Jg., 6. Heft, 1931/32) を中心に編まれたものであり、1938年には校了の段階であったものの、諸般の事情により出版されなかった。フラウダの死後、レオポルト・アンドリアン=ヴェルブルク (Leopold Andrian-Werburg: 1875-1951) の序文とヴィルヘルム・シュミットの跋文を添えて、オーストリア文化出版から上梓された。オーストリアの作家であったアンドリアンは、フラウダやシュミットと同じく、大戦間期にオーストリア国民の存在を世に訴えかけた。彼の国民論としての代表作には、Österreich im Prisma der Idee: Katechismus der Führenden (Graz, 1937) がある。
- 57) Hrauda, Die Sprache des Österreichs, S. 5. フラウダはこの点でドルフース体制の抱える問題を指摘している。「ドルフース体制下でオーストリア自己意識の再覚醒は、たしかに最悪の障害の消滅を結果としてもたらした。われわれの国家の独立は、少なくとも紙の上では、一認められていた。しかし文化的な自立は、政治的な自立と歩調を合わせていなかった。文化的『同一化』は『絵ドイツ』というスローガンのもと、妨害されず大規模に進行した。こうした文化的『同一化』は「政治的なそれよりも 一 梶原]」はるかに危険な同一化である。なぜならそれは、とりわけ知識人と成育途上の若者たちから、そして彼らを通じて民族(Volk)から、すべての故郷の、祖国の感情を奪い去り、文化的汚染と腐敗の過程で、政治的に独立したオーストリアを役に立たず、無意味にするような状態を引き起こし得るからである」(傍点は原文ゲシュペルト)。

- 58) Ibid., S. 6.
- 59) Ibid., S. 6.
- 60) ここで提示された事例では、ì、û、iu(長いüという発音)がei(ai)、au、euへと二重母音になったことであり、例えばmìn、hûs、liuteがmein、Haus、Leuteと変化したことを指している(ibid., S. 7)。
- 61) Ibid., S. 7.
- 62) Ibid., S. 7-8. 傍点は原文ゲシュペルト。
- 63) Ibid., S. 8.
- 64) かてて加えて、北ドイツが低地ドイツ語グループとしてオランダ語と結び付けられることで、オーストリアは「ドイツ語」の枠組みを超えて〈ゲルマン語族〉のなかにさえ位置づけられうる。こうしたある言語圏の広がりのなかで言語の違いに応じて国境線を引くこと、あるいは或る言語圏のなかに方言や「国語」のような違いを見出すことは、著しく恣意的なものになる。そこでは客観的な相違によって線が引かれるというよりも、むしろ相違を見出さんとする者の主観的な認識枠組みによって「相違」が紡ぎだされる。実際、こうした問題は、大戦間期において、どこまでが「ドイツ人」の「同胞」に含められるべきかという議論に見出された。こうした点については、例えば、植村和秀「『ドイツ』東方をめぐるネイション意識と『学問』」(野田宣雄編著『よみがえる帝国 ― ドイツ史とポスト国民国家 ― 』ミネルヴァ書房、1998年、所収)や、唐渡晃弘『国民主権と民族自決 ― 第一次大戦中の言説の変化とフランス』木鐸社、2003年、を参照。
- 65) Hrauda, Die Sprache des Österreichs, S. 9-10.
- 66) Ibid., S. 10ff.
- 67) Hrauda, Hochdetusch oder "Bühnendeutsch"?, S. 117. 例えば、ラジオやトーキーを通じての「言語汚染」、外国でのドイツ語教育における低地ドイツ語発音の拡散が、その原因として問題視されている。そのため、彼はオーストリアのアカデミーによる高地ドイツ語発話の保護・促進を要請している。また彼自身、『オーストリアの言語』の巻末に正しく使うべき「標準ドイツ語単語」の一覧を設けており、これは第二次大戦後に出来するような『オーストリア語辞典』にも通じるものである。名詞での一例を示せば、「避けるべき表現:プロイセン方言の、悪しき、新ドイツの、正しい標準語の、しかし非オーストリア的な形態」として例えばBlumenkohl、Brötchen、Kartoffel、については、「用いるべき同じ意味の表現:オーストリア的=高地/標準ドイツ語的表現」として、それぞれKarfiol、Semmel、Erdapfel、が挙げられている。
- 68) シュシュニックも実際にはオーストリア人をNationという呼称で捉えたと雑誌『祖国』 (*Das Vaterland*, Jg. 10, Heft 6, 1936/37, S. 61) は報告した。これは、1936年9月にヴィー

C・F・フラウダのオーストリア国民論(二・完)

ナーノイシュタットで開催された軍事アカデミーでの講演でのことであるが、『ヴィーナー・ツァイトゥング』紙の記事で確認する限りでは、この公演の趣旨はオーストリア人をNationとして顕彰するものではなく、また用語の使用状況をみてもわずか一度程度である(Wiener Zeitung, Jg. 233, Nr. 241, 2. September, 1936, S. 5)。 A・K・マリーも記しているように、シュシュニックの姿勢としてこの使用法はごく稀なケースと位置付けられる(Anton Karl Mally, Der Begriff "österreichische Nation" seit dem Ende des 18. Jahrhunderts, in: Der Donauraum 17, 1972, S.48)。ここで確認すべきは、「一民族、二国家」を説いた総ドイツ主義者と、これを批判して国民論を展開したフラウダの論理構造が、実は非常に酷似したものだった、という点である。